

報告 1 2

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年6月4日

長与町長 吉 田 慎 一

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所：長崎県西彼杵郡長与町高田郷

氏名：

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和6年1月23日 午後1時45分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷

(3) 事故の状況

上記の日時及び場所において、会計年度任用職員（ごみ収集員）が、高齢者等ごみ出し等支援事業において、支援対象者である相手方宅前を荷台を上げた状態で後進中、相手方宅駐車場のカーポート屋根部分に車両の荷台右後方上部が接触し、カーポート屋根部分の一部を破損させたもの。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

363,000円

令和6年5月13日

長与町長 吉田 慎

